

6. 大学の社会的責任 —責任主体のあり方—

大学運営に関わる構成員の位置づけ

ドイツの大学基本法(1976年制定)の例

- 大学は諸構成員グループからなる。グループ=教員、学生、助手(学術的補助者)、職員。大学の自治への参加はすべてのグループのメンバーの権利及び義務であり、各グループのそれぞれの役割に応じて大学の自治への参加の範囲が決められる(全構成員自治)。
- 具体的には、全学的には大学評議会、学部では学部協議会が設置される。たとえば、ベルリン市の大学法によれば、大学評議会は教授13名、学生4名、助手4名、職員4名、学部協議会は教授7名、学生2名、助手2名、職員2名である(連邦憲法裁判所の判決で教員が過半数であるべきことが命じられたので)

29

まとめ

- 大学の社会的責任を基本コンセプトにして、学術の視点、市民社会の視点にたつて、大学の自治のあり方をあらためて考えることが必要である
- なにもにも制約されない知的営み、学問の自由の擁護は、制度としての大学の存立の根拠である。それは、大学と大学の構成員の特権ではなく、付託された責務であり、その責務の遂行が大学の社会的責任である。この社会的責任は大学構成員・大学コミュニティーが負うものである
- 大学の社会的責任は、市民社会に対して、つまり、地域社会、日本社会、グローバルな社会を念頭に置くものであり、とくに、地域、市民の知的営みと交流し、協力し、複合的、総合的な知の形成にさらなる多様性を求めることが重要である

30

開会集会

基調報告

全国大学教職員組合 中央執行副委員長、教文部長

竹内 智



人権・平和・民主主義の破壊に立ち向かう

安倍政権の下で、産業経済政策のアベノミクスを推し進めるとともに、国家主義的な色彩の強い政策が矢継ぎ早に提案され、国民的な議論が進まないうちに重要案件が可決・成立され、国会審議さえも経ずに国の最重要方針を変更させるなどの事態となっています。今ほど人権や平和、民主主義が危機的な状況に曝されている時はありません。

アベノミクスは「日本を世界で一番企業が活動しやすい国」にするとして緩和政策を進めたことで、大企業の業績は回復傾向にあり、内部留保も大幅に増加しています。しかしながら、春闘では僅かながらのベアを勝ち取ったとはいえ、企業労働者の賃金上昇はまだまだ望むべくもありません。また、機動的な財政政策として掲げられた国土強靱化基本計画によって、公共事業はいとも簡単に「人からコンクリートへ」に回帰してしまいました。

一方で、安倍政権は国家安全保障会議(日本版 NSC)を創設し、取材・報道の自由や「知る権利」を侵害するとともに、学問の自由さえも侵す特定秘密保護法を制定しました。さらに、国際社会の平和・安定・繁栄に積極的に寄与する「積極的平和主義」を標榜し、集団的自衛権の行使容認を目論んでいます。日本国憲法第九条の解釈を変更して集団的自衛権の行使を容認させ

ようとする行為は、日本を「戦争する国」に変えようとするものです。閣議決定だけで憲法の解釈を変更し、国の最重要事項である安全保障政策を転換してしまう手続きは、立憲主義を否定するものです。国内でのデモなど反対運動は大きく広がりましたが、十分に報道されることもなく、安倍内閣は7月1日に閣議決定を強行しました。

さらに、安倍政権はグローバル化する国際的市場のなかで日本の成長に道筋をつけるために成長戦略の柱の一つとして大学改革を位置づけ、産業界の意向に沿った大学づくりを強引に推し進めています。文部科学省は、「大学改革実行プラン」(2012/6/5)で行なうとしていた「ミッションの再定義」は文部科学省と各大学との共同作業と言いつつ、同省の意向を強く反映させたものを、2013年11月から2014年4月にかけて決定し公表しました。この中で各大学の「強みや特色、社会的な役割」を特定し、大学運営と将来計画の策定に介入しようとしています。また、「国立大学改革プラン」(2013/11/26)では、残りの第2期中期目標期間を「改革加速期間」と位置づけ、国立大学を3つの拠点(世界最高の教育研究、全国的な教育研究、地域活性化の中核)に種別化し、ミッションの再定義にもとづく重点化、国際化対応と理工系充実の偏重、「人材育成」の重点化などを推進するよう提言しています。閣議決定「教育振興基本計画」(2013/6/14)の中で大学のガバナンス機能の強化を基本施策のひとつに据え、教育再生実行会議の提言を経て、中教審大学分科会で決定された「大学のガバナンス改革の推進について(審議まとめ)」(2014/2/12)では、学長のリーダーシップの確立、学長や学部長の選考・業績評価、教授会や監事の役割の明確化などが提言され、先の学校教育法の改正によって、教授会の役割は大幅に限定されることになりました。まさに「学問の自由」と「大学の自治」が危機的状況に瀕しているといえます。これについては、A分科会の「高等教育の現状と課題を考える」において議論を深めることにします。

東日本大震災への復興財源の確保を名目として実施された給与の臨時減額は、今年3月に終止符が打たれましたが、全国10単組が給与の払い戻しを

求めて大学経営陣を提訴しました。先行する訴訟では近日中に結審を迎えることになります。真に「自主的・自律的な労使関係」を将来的にも追求してゆくことに加え、各大学における教職員が組合の存在意義を再確認する上でも裁判闘争は重要な意味を持っています。A分科会の「大学の財政分析」とB分科会の「要求活動と結合した組合づくり」で議論を深めます。

さらに安倍政権は、労働法に関しても前代未聞の改革を推し進めようとしています。労働時間に関係なく成果報酬として給与を支給するもので、「残業代ゼロ法案」とも呼ばれています。これが実現するならば、格差社会が一層深刻化することに加え、正社員や非正規労働者さらには限定正社員までもが働きがいのある仕事からはほど遠い労働と切り詰められた生活を強いられることは明らかです。また、大学では教員の教育研究に成果主義を持ち込み、競争的な環境の中で給与を査定する年俸制の導入が検討されつつあります。組織再編にともなう教員の配置転換問題や採用・昇任等の人事のありかたの課題とともに、B分科会の「教員の待遇・労働条件と教育研究環境」で議論を深めたいと思います。

安倍政権からこのように矢継ぎ早に提案される法案や施策について、一般のマスメディアも十分な報道を行なわない状況になっており、個々人が的確に情報を把握し、それに対する意見を構成することも困難となっています。情報を把握し共有し、また議論を深め、必要な時には統一した運動を行なう機能を持っているのが労働組合の全国中央組織(ナショナルセンター)であるといえます。全大教もそうした役割を担っています。急激に変貌する社会政治情勢を読み解き、組合員の要求に沿った運動を展開することが現在強く求められていると考えます。

人権と平和、民主主義を破壊し、歴史や文化、言葉を軽視しながら進む現状を直視し、そうした状況を乗り越えてゆくために、あらためてすべての人が学びたい時に学べる高等教育を目指して運動を広めてゆくことが、いま各組合員に必要とされているのです。